

2020年版

# 出入国在留管理

出入国在留管理庁 編

# はじめに

## 2020年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

法務省出入国在留管理庁は、国際化の時代の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて、健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、同時に日本社会の秩序が保たれるよう、どのような外国人であれば入国・在留を認め、どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしています。そのためには、最先端の技術を活用するなどし、円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立させる出入国審査の高度化を実現していく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって、日本国民の安全や利益を守るという任務も担っています。加えて、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ的確に保護していくことも出入国在留管理庁に課せられた大きな役割です。さらに、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった（平成30年7月24日閣議決定）ところ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する任務も担っています。

1959年から発刊されていた「出入国管理」は、本書で26冊目になりますが、2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記されたことに伴い、2019年版から「出入国在留管理」へ名称を変更しました。2003年版以前の「出入国管理」では、5年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応するべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、2004年版以後は、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この2020年版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における業務の概要を紹介し、2015年から2019年までの過去5年間の業務の推移を見つ、2019年4月から実施している特定技能制度の運用状況、技能実習制度の運用状況、外国人材の受入れ、在留支援に関する取組、観光立国実現に向けた取組、テロリスト等の確実な入国阻止、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、被収容者に係る処遇の適正化に向けた取組、難民認定制度の運用状況など、最近の出入国在留管理行政を取り巻く状況や施策を、2019年度の動きを中心に取りまとめています。

本書を通じ、出入国在留管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

2020年12月

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

## 2020年版 「出入国在留管理」のポイント

### 2020年版「出入国在留管理」の構成

- 本書は、出入国在留管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、2015年から2019年までの5年間の業務統計を基に、2019年の業務状況を記載。
- 第2部では、出入国在留管理行政に係る主要な施策を記載（主に2019年度の取組について記載。2020年度の取組についても一部記載）。
- 資料編では、出入国在留管理庁の業務概要等を記載。

### 第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

- 外国人入国者数
  - ・ 2019年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は3,118万7,179人、再入国者数を除いた新規入国者数は2,840万2,509人（前年比3.0%増）。
- 在留外国人数
  - ・ 2019年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は293万3,137人。
  - ・ また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.32%であり、2018年末と比べ0.16ポイント増加している。
- 不法残留者数
  - ・ 2020年1月1日現在の不法残留者数は8万2,892人であり、各年1月1日現在の数値としては6年連続で増加した。

### 第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

- 特定技能制度について
  - ・ 2020年8月末現在の速報値では、特定技能在留外国人数は7,538人。  
また、2020年8月末現在の速報値では、特定技能に係る在留資格認定証明書交付件数が6,349件、在留資格変更許可件数が5,922件、登録支援機関登録件数が5,034件となっている。
  - ・ 出入国在留管理庁は、分野所管省庁と連携し、国内外において試験実施を促進することにより、2020年8月末現在、国外においては、6か国・13分野、国内においては、9分野が実施済みとなっている。  
また、技能試験の合格者数についても順調に増加し、2020年8月末現在で1万6,307人になっている。
  - ・ 二国間取決めについては、2020年8月末現在で、12か国との間で作成しており、同取決めに基づき、各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。
  - ・ 建設分野において、7つの業務区分を追加するなどの分野別運用方針の一部変更を行い（令和2年2月28日閣議決定）、2020年4月1日から実施している。  
2019年12月20日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂され、その中で、

特定技能試験に係る受験対象者の拡大を図る旨決定されたことから、国内試験の受験資格の見直しを行い、2020年1月30日、「特定技能」に係る試験方針について」（2019年2月法務省入国管理局）を改正し、同年4月1日から施行している。

#### ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

- ・政府においては、2006年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめた。
- ・2019年6月には、外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題となっている事項を中心に総合的対応策の内容を充実させるものとして「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（以下「充実策」という。）を取りまとめ、充実策の方向性に沿って、2019年12月に総合的対応策の改訂を行い政府一丸となって関連施策を着実に推進してきた。
- ・2020年7月6日には、総合的対応策に基づき、出入国在留管理庁、法テラス、東京法務局人権擁護部及び在留外国人の在留に関わる各省の関係機関を新宿区のJR四ツ谷駅前のビルに集約させ、外国人の在留を支援するための「外国人在留支援センター」（Foreign Residents Support Center／FRESC（フレスク））を開所した。
- ・さらに、2020年7月14日には、これまでの関連施策の実施状況も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から、総合的対応策を改訂した。

#### ●円滑かつ厳格な入国審査等の実施

- ・我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、航空機の乗客に対しては自動化ゲートの設置・増設等により、クルーズ船の乗客に対しては船舶観光上陸許可制度の運用等による審査の合理化等により、空海港における円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器、通称「バイオカート」を、2016年10月、特に審査待ち時間短縮効果が期待できる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。その後、2018年5月にかけて成田空港等14空港に、2019年12月には羽田空港に、2020年1月には博多港及び比田勝港に導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・2014年の入管法改正により導入されたトラステイド・トラベラー・プログラムは、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、一定の要件を満たし、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人に拡大するものであり、2016年11月から運用を開始した。  
また、日米間の出入国審査の迅速化に資するため、日米の入国管理当局間で具体的な運用を協議し、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録していることを前提として、トラステイド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を申請する米国人について、要件の一部に適合することを要しないこととしている。  
2020年3月16日に、それまでの登録要件を緩和するとともに、一定の要件を満たす観光客やトラステイド・トラベラー・プログラム登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）にまで、利用希望者登録の対象を拡大した。
- ・顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図るため、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、2017年10月、羽田空港において開始した。その後、2018年度から2019年度にかけて、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に顔認証ゲートを順次導入し、日本人の出帰国手続において運用している。

さらに、2019年7月24日の羽田空港を皮切りに、上記6空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続においても、顔認証ゲートの運用を開始した。

- ・観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止するため、個人識別情報、ICPO 紛失・盗難旅券情報、APIS 等を活用した厳格な出入国審査を継続して実施している。
- ・2015年10月に法務省入国管理局内に設置した「出入国管理インテリジェンス・センター」（現・情報分析官）において、国内外の関係機関との情報共有を推進し、その情報を活用し高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより厳格な水際対策を実施している。

### ●留学生の適正な受入れの推進

- ・優秀な外国人材の定着促進を図り、我が国経済社会の活性化に資することが期待される留学生の日本国内における就職の機会を拡大するために、「特定活動」の在留資格に係る告示を改正し、2019年5月30日に公布・施行した。これにより、本邦の大学や大学院を卒業した留学生について、一定の条件の下で、その就労できる業務内容の幅は広く認められることとなった。
- ・外国人留学生を受け入れる日本語教育機関において、適切な学習環境を継続的に確保するなど教育機関としての適正化が図られていることが必要であるため、日本語教育機関の告示基準について一部改正を行い、告示からの抹消に係る全生徒の出席率や全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準の厳格化や、告示基準適合性に係る定期的な点検結果・日本語能力に係る試験結果等に係る報告の義務化の見直しについて、2019年9月1日に施行した。

### ●技能実習制度の運用状況

- ・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、2017年11月1日、法務省及び厚生労働省が共管する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が施行され、運用を開始している。
- ・送出機関の適正化を主な目的として、各送出国政府との間で、順次、二国間取決めを作成しており、2019年末現在、14か国との間で作成済みである。
- ・2018年11月16日、「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習生の失踪事案及び死亡事案、失踪技能実習生に係る聴取票の在り方並びに技能実習制度の運用状況及び改善方策について、調査・検討が行われ、その結果、同プロジェクトチームによる結果報告書が2019年3月29日に公表された。

### ●不法滞在・偽装滞在者への対策等

- ・これまでの取組により不法残留者数は、1993年以降、着実に減少していたものの、2015年には22年ぶりに増加し、更に2020年1月1日現在の不法残留者も約8万3,000人と6年連続で増加していることから、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。
- ・「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、出入国在留管理庁としては、偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化などに努めている。
- ・退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起等の送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たない被收容者については、仮放免を積極的に活用し、より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。
- ・「入国者收容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者收容所等の運営の改善向上を図っている。

- ・第7次出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置され、有識者の方々による法整備を含む具体的な方策について議論・検討が行われ、2020年7月14日、法務大臣に報告書が提出された。

#### ● 難民の適正かつ迅速な保護の推進

- ・ 真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するための難民認定制度の見直しの一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっていた。
- ・ そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、2018年1月15日から、①申請受付後の振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者への更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。
- ・ これらの取組の結果、フィリピンやベトナムといったアジア近隣諸国からの申請者を中心に近年急増してきた難民認定申請者数は、大幅な減少に転じた一方で、難民認定者数は、上記見直し前に比べ倍増しており、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的にかなう一定程度の効果を上げている。
- ・ 「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とし、2019年度には6家族20名が来日した。
- ・ 2019年6月28日、2014年1月の上記閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定が一部変更され、第三国定住による難民の受入れ対象をアジア地域に一時滞在する難民とすること、また、受入れ人数を年に約60人（受入れ回数も年に1回から2回に変更）とすることなどの決定がなされたことを踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れに努めることとしている。

#### ● 国際社会及び国際情勢への対応

- ・ EPAに基づく2019年度までの看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数は、インドネシア2,783人、フィリピン2,592人、ベトナム1,109人となっている。
- ・ 諸外国の入国管理局との様々なレベルでの意見交換や諸外国の関係機関からの視察の受入れを行う等、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

# 2020年版「出入国在留管理」目次

はじめに — 2020年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

2020年版「出入国在留管理」のポイント

目次

凡例

## 第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

<b>第1章</b>	<b>外国人の出入国の状況</b>	2
<b>第1節</b>	<b>外国人の出入国者数の推移</b>	2
1	外国人の入国	2
(1)	入国者数	2
(2)	国籍・地域別	3
(3)	男女別・年齢別	4
(4)	目的（在留資格）別	4
ア	「短期滞在」	6
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	8
(ア)	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	9
(イ)	「興行」	10
(ウ)	「技能」	10
(エ)	「特定技能1号」	10
ウ	「技能実習1号」	10
エ	「留学」	11
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	12
2	特例上陸	14
(1)	寄港地上陸の許可	14
(2)	船舶観光上陸の許可	14
(3)	通過上陸の許可	14
(4)	乗員上陸の許可	14
(5)	緊急上陸の許可	14
(6)	遭難による上陸の許可	15
(7)	一時庇護のための上陸の許可	15
3	外国人の出国	15
	コラム 入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声）	16
<b>第2節</b>	<b>上陸審判状況</b>	17
1	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	17
2	被上陸拒否者	19
3	上陸特別許可	21
<b>第3節</b>	<b>入国事前審査状況</b>	21
1	査証事前協議	21
2	在留資格認定証明書	21

## 第2章 日本人の出帰国の状況 22

### 第1節 出国者 22

- 1 総数 22
- 2 男女別・年齢別 22
- 3 空港・海港別 23

### 第2節 帰国者 24

## 第3章 外国人の在留の状況 25

### 第1節 在留外国人数 25

- 1 在留外国人数 25
- 2 国籍・地域別 25
- 3 目的（在留資格）別 26
  - (1) 「永住者」・「特別永住者」 26
  - (2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 28
    - ア 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」 30
    - イ 「技能」 30
    - ウ 「特定技能1号」 30
  - (3) 「技能実習」 30
  - (4) 「留学」 31
  - (5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人 31

### 第2節 在留審査の状況 31

- 1 在留資格の変更許可 32
  - (1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可 32
  - (2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可 34
  - (3) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可 36
- 2 在留期間の更新許可 36
- 3 永住許可 37
- 4 在留資格の取得許可 37
- 5 再入国許可 37
- 6 資格外活動の許可 37

### 第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数 38

- 1 在留カード 38
- 2 特別永住者証明書 38
  - コラム 入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声） 39

## 第4章 技能実習制度の実施状況 40

### 第1節 制度の概要 40

### 第2節 監理団体の許可申請及び処理 40

- 1 監理団体の許可申請 40



2	監理団体の許可	40
<b>第3節</b>	<b>技能実習計画の認定申請及び処理</b>	41
1	技能実習計画の認定申請	41
2	技能実習計画の認定件数	41
<b>第4節</b>	<b>不適正な事案への対処</b>	42
<b>第5章</b>	<b>外国人の退去強制手続業務の状況</b>	43
<b>第1節</b>	<b>不法残留者の状況</b>	43
1	国籍・地域別	43
2	在留資格別	45
<b>第2節</b>	<b>退去強制手続を執った入管法違反事件</b>	46
1	概要	46
2	退去強制事由別	47
(1)	不法入国	47
(2)	不法上陸	48
(3)	不法残留	48
(4)	資格外活動	49
3	不法就労事件	50
(1)	概況	50
(2)	国籍・地域別	50
(3)	男女別	52
(4)	就労内容別	52
(5)	稼働場所（都道府県）別	52
4	違反審判の概況	53
(1)	事件の受理・処理	53
(2)	退去強制令書の発付	55
(3)	仮放免	56
(4)	在留特別許可	56
5	送還の概況	57
(1)	自費出国	59
(2)	国費送還	60
(3)	運送業者の責任と費用による送還	60
6	出国命令事件	60
(1)	違反調査	60
(2)	審査	61
ア	事件の受理・処理	61
イ	出国命令書の交付	61
(3)	出国確認	61
<b>第6章</b>	<b>難民認定業務等の状況</b>	62
<b>第1節</b>	<b>難民認定の申請及び処理</b>	62

1	難民認定申請	62
2	難民認定申請の処理	63
3	仮滞在許可制度の運用状況	63
<b>第2節</b>	<b>審査請求（不服申立て）</b>	64
1	審査請求数	64
2	処理の状況	64
<b>第3節</b>	<b>一時庇護のための上陸の許可申請及び処理</b>	65
<b>第7章</b>	<b>人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策及び外国人 DV 被害者保護</b>	66
<b>第1節</b>	<b>人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策</b>	66
1	人身取引対策への取組	66
2	人身取引被害者の保護	66
3	人身取引加害者の退去強制	67
<b>第2節</b>	<b>外国人 DV 被害者保護</b>	68
1	概要	68
2	外国人 DV 被害者の認知件数	68

## 第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

<b>第1章</b>	<b>特定技能制度</b>	72
第1節	制度概要	72
第2節	特定技能制度の運用に関する方針等	72
1	政府基本方針	72
2	分野別運用方針	74
3	二国間取決め	77
第3節	特定技能制度の運用状況	77
1	特定技能在留外国人の受入れ状況	77
2	特定技能試験等の実施状況	77
3	二国間取決めの状況	77
第4節	特定技能制度の円滑な運用に向けた取組	78
1	分野別運用方針の見直し	78
2	分野別運用要領の見直し	78
3	試験方針の見直し	78
<b>第2章</b>	<b>外国人材の受入れ・共生のための取組</b>	79
第1節	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	79
1	経緯	79
2	概要	79
第2節	出入国在留管理庁が関わる主な取組	81
1	一元的相談窓口	81
2	受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力	81
3	生活・就労ガイドブック	82
4	在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン	82
5	外国人在留支援センターの開所	83
	コラム 入管行政の最前線から（受入環境調整担当官の声）	84
<b>第3章</b>	<b>外国人材の受入れと出入国在留管理行政</b>	85
第1節	高度外国人材の受入れの推進	85
1	高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要	85
2	高度専門職1号及び2号	85
(1)	高度専門職1号の優遇措置	85
(2)	高度専門職2号の優遇措置	86
3	受入れの現状	86
4	永住許可申請に要する在留期間の見直し後の運用状況	87

<b>第2節</b>	<b>国家戦略特区における外国人材の受入れ</b>	87
1	創業人材	87
2	家事支援人材	87
3	農業支援人材	88
4	海外需要開拓支援人材	88
5	高度人材ポイント制に係る特別加算	89
6	日本語教育機関の卒業生等	89
<b>第3節</b>	<b>その他の措置</b>	89
1	建設・造船分野における緊急的・時限的措置	89
2	クールジャパンに関わる外国人材の受入れの促進	90
	(1) ファッションデザイン教育機関からの就労	90
	(2) 外国人調理師・製菓衛生師の受入れ	90
3	日系四世の更なる受入れ	90
4	在留資格手続のオンライン化	91
5	外国人起業家の受入れの推進	91
6	留学生の適正な受入れの推進	91
	(1) 留学生の就職支援	91
	(2) 日本語教育機関の適正化	92
	(3) 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針	92
7	「永住許可に関するガイドライン」の改定	92
8	「介護」の上陸基準省令の改正	92
<b>第4章</b>	<b>技能実習制度の運用状況</b>	94
<b>第1節</b>	<b>制度の拡充状況</b>	94
1	優良な監理団体等への実習期間の延長	94
2	対象職種の拡大	94
<b>第2節</b>	<b>技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた新たな取組</b>	95
1	事業協議会	95
2	地域協議会	95
3	二国間取決め（MOC）	95
4	技能実習生の保護	96
5	「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の設置	97
6	技能実習生の失踪を減少させるための施策	97
<b>第5章</b>	<b>円滑かつ厳格な入国審査等の実施</b>	98
<b>第1節</b>	<b>観光立国実現に向けた取組</b>	98
1	バイオカートの導入	98
2	自動化ゲート	99
	(1) 自動化ゲートの利用促進	99
	(2) トラストイド・トラベラー・プログラム	99
	(3) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入	100
	(4) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大	101

3	クルーズ船の乗客への対応	101
4	審査待ち時間短縮のためのその他の取組	102
5	審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表	103
<b>第2節</b>	<b>水際対策の強化</b>	103
1	情報を活用した出入国審査	103
(1)	個人識別情報を活用した入国審査の実施	103
(2)	ICPO 紛失・盗難旅券情報の活用	104
(3)	API 及び PNR を活用した入国審査	104
2	情報収集・分析の強化	105
3	空海港におけるパトロールの実施	105
4	新型コロナウイルス感染症への対応	107
<b>第6章</b>	<b>不法滞在・偽装滞在者への対策等</b>	108
<b>第1節</b>	<b>不法滞在者対策の実施</b>	108
1	不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	108
2	不法滞在者の更なる削減に向けた取組	108
(1)	摘発の強化	108
(2)	出頭申告しやすい環境の整備	108
<b>第2節</b>	<b>偽装滞在者対策の実施</b>	109
1	偽装滞在者等について	109
2	偽装滞在者等への取締りの実施	109
(1)	情報の収集・分析の強化	109
(2)	摘発の強化・法の積極的な適用による対応	110
3	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	110
4	在留カードの偽変造対策	110
	コラム 入管行政の最前線から（違反調査業務担当入国警備官の声）	111
<b>第3節</b>	<b>処遇の適正化に向けた取組</b>	112
1	被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	112
2	入国者收容所等視察委員会の活動等	112
<b>第4節</b>	<b>被退去強制者の送還促進</b>	113
1	送還忌避者の安全・確実な送還の実施	113
2	チャーター機を利用した集団送還の実施	113
3	IOM 送還プログラムの利用促進	113
	コラム 入管行政の最前線から（警備業務全般を担当する入国警備官の声）	114
<b>第5節</b>	<b>「收容・送還に関する専門部会」における議論・検討</b>	115
<b>第7章</b>	<b>難民の適正かつ迅速な保護の推進</b>	116
<b>第1節</b>	<b>難民認定制度の見直し</b>	116
1	難民認定制度の運用の見直し	116

(1) 概要	116
(2) 適正な制度運用	116
2 入管法施行規則の改正による制度の見直し	117
3 難民認定制度の運用の更なる見直し	117
(1) 背景	117
(2) 概要	117
4 難民認定制度の運用の見直し後の状況	118
<b>第2節 第三国定住による難民の受入れ</b>	119
1 2019年度までの受入れ	119
2 2020年度以降の受入れ	119
<b>第3節 民間支援団体との連携の推進</b>	121
<b>第8章 国際社会及び国際情勢への対応</b>	122
<b>第1節 条約締結等への対応</b>	122
1 各国とのEPA締結交渉への主な対応	122
2 EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	122
3 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	122
<b>第2節 国際会議・国際交流</b>	123
1 国際会議への対応	123
2 国際交流	123
<b>第9章 広報活動と行政サービスの向上</b>	124
<b>第1節 広報活動の推進</b>	124
<b>第2節 行政サービスの向上</b>	126
1 外国人への案内サービス	126
2 出入国在留管理庁ホームページ	126
3 出入国在留管理庁公式SNS	127
(1) 出入国在留管理庁公式ツイッター	127
(2) 出入国在留管理庁公式フェイスブックページ	127

<b>資料編 1</b>	<b>我が国の出入国在留管理制度の概要</b>	132
<b>第1節</b>	<b>目的と根拠法令</b>	132
<b>第2節</b>	<b>全ての人の出入（帰）国審査手続</b>	132
1	外国人の出入国手続	132
2	外国人の入国（上陸）審査手続	133
(1)	入国（上陸）審査	133
(2)	口頭審理	133
(3)	異議の申出	133
3	入国・事前審査	135
(1)	査証事前協議	135
(2)	在留資格認定証明書	135
4	特例上陸許可	137
(1)	寄港地上陸の許可	137
(2)	船舶観光上陸の許可	137
(3)	通過上陸の許可	137
(4)	乗員上陸の許可	137
(5)	緊急上陸の許可	137
(6)	遭難による上陸の許可	137
5	日本人の出帰国手続	138
<b>第3節</b>	<b>外国人の在留審査</b>	138
1	在留資格制度	138
2	在留審査	142
(1)	在留資格の変更許可	142
(2)	在留期間の更新許可	142
(3)	永住許可	142
(4)	在留資格の取得許可	142
(5)	再入国許可	142
(6)	資格外活動の許可	143
3	在留資格取消制度	143
<b>第4節</b>	<b>中長期在留者の在留管理制度等</b>	144
1	中長期在留者の在留管理制度	144
(1)	在留カード	145
(2)	在留カードに係る届出・申請	145
ア	住居地の届出	145
(ア)	新規上陸後の住居地の届出	145
(イ)	在留資格変更等に伴う住居地の届出	145
(ウ)	住居地の変更届出	145
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	146
ウ	在留カードの有効期間の更新申請	146
エ	紛失等による在留カードの再交付申請	146

オ	汚損等による在留カードの再交付申請	146
(3)	出入国在留管理庁正字検索システム	146
(4)	所属機関・配偶者に関する届出	147
ア	中長期在留者からの所属機関等に関する届出	147
(ア)	活動機関（在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関）に関する届出	147
(イ)	契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関）に関する届出	147
(ウ)	配偶者に関する届出	147
イ	所属機関による中長期在留者に関する届出	147
ウ	特定技能所属機関（「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関）による届出	148
(ア)	随時届出	148
(イ)	定期届出	149
エ	登録支援機関（契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者）による届出	149
(ア)	随時届出	149
(イ)	定期届出	149
(5)	出入国在留管理庁電子届出システム	149
(6)	事実の調査	150
<b>2</b>	<b>特別永住者に係る制度</b>	<b>150</b>
(1)	特別永住者証明書	150
(2)	特別永住者証明書に係る届出・申請	151
ア	住居地の届出	151
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	151
ウ	特別永住者証明書の有効期間の更新申請	151
エ	紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	151
オ	汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	151
<b>3</b>	<b>出入国在留管理庁と市区町村との情報連携</b>	<b>152</b>
<b>第5節</b>	<b>外国人の退去強制手続</b>	<b>153</b>
1	入国警備官の違反調査	155
2	入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	155
3	法務大臣の裁決	155
4	在留の許否	155
(1)	在留が許可されない場合（退去強制）	155
(2)	法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）	155
5	出国命令制度	156
<b>第6節</b>	<b>難民の認定</b>	<b>156</b>
1	難民条約等への加入	156
2	難民認定手続	156
(1)	難民の定義	156
(2)	仮滞在許可	156
(3)	事実の調査	157
(4)	法務大臣による難民の認定と認定の効果	157
3	審査請求	157
(1)	審査請求	157



(2) 難民審査参与員制度	157
4 一時庇護のための上陸の許可	158
<b>資料編 2 組織・体制の拡充</b>	160
<b>第1節 組織・機構</b>	160
1 出入国在留管理官署の概要	160
2 出入国在留管理官署の組織の見直し	165
<b>第2節 職員</b>	167
1 出入国在留管理庁職員	167
2 増員	168
3 研修	170
<b>資料編 3 予算等</b>	172
<b>第1節 予算</b>	172
<b>第2節 施設</b>	172
<b>資料編 4 出入国在留管理関係訴訟</b>	173
<b>第1節 概況</b>	173
<b>第2節 主な裁判例</b>	175
<b>資料編 5 統計</b>	178
(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移	178
(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移	186
(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況（2019年）	194
(4) 偽変造文書等（頁欠落・損傷等旅券を含む。）発見件数の推移	194
<b>資料編 6 2010年4月1日以降の主な出来事</b>	195

## 関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	男女別・年齢別外国人入国者数（2019年）	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（2019年）	8
図表 7	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	9
図表 8	「技能実習 1 号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	12
図表10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	13
図表11	特例上陸許可件数の推移	14
図表12	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	15
図表13	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	18
図表14	口頭審理の処理状況の推移	18
図表15	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	20
図表16	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	21
図表17	入国事前審査処理件数の推移	21
図表18	日本人出国者数の推移	22
図表19	男女別・年齢別日本人出国者数（2019年）	23
図表20	滞在期間別日本人帰国者数の推移	24
図表21	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	25
図表22	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	26
図表23	在留の資格別在留外国人数の推移	27
図表24	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	29
図表25	在留審査業務許可件数の推移	31
図表26	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	33
図表27	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	33
図表28	国籍・地域別「技能実習 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	34
図表29	国籍・地域別「技能実習 3 号」への在留資格変更許可人員の推移	35
図表30	職種別「第 2 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数（2019年度）	35
図表31	職種別「第 3 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数（2019年度）	36
図表32	国籍・地域別「特定技能 1 号」への在留資格変更許可人員の推移	36
図表33	国籍・地域別永住許可件数の推移	37
図表34	在留カード交付件数（2019年）	38
図表35	特別永住者証明書交付件数（2019年）	38
図表36	監理団体の許可申請及び許可件数の推移	41
図表37	技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移	41
図表38	行政処分等の件数（2019年）	42
図表39	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	42
図表40	国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表41	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	45
図表42	在留資格別不法残留者数の推移	45

図表43	退去強制事由別入管法違反事件の推移	46
図表44	国籍・地域別入管法違反事件の推移	46
図表45	国籍・地域別不法入国事件の推移	47
図表46	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	47
図表47	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	48
図表48	国籍・地域別不法上陸事件の推移	48
図表49	国籍・地域別不法残留事件の推移	49
図表50	国籍・地域別資格外活動事件の推移	49
図表51	国籍・地域別不法就労事件の推移	51
図表52	就労内容別不法就労事件の推移	52
図表53	稼働場所別不法就労事件の推移	53
図表54	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	54
図表55	口頭審理請求件数及びその比率の推移	55
図表56	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	55
図表57	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	56
図表58	仮放免許可件数の推移	56
図表59	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	57
図表60	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	57
図表61	国籍・地域別被送還者数の推移	58
図表62	送還方法別被送還者数の推移	59
図表63	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	59
図表64	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	60
図表65	国籍・地域別出国命令書の交付状況	61
図表66	難民認定申請数の推移	62
図表67	庇護数の推移	63
図表68	難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移	64
図表69	一時庇護上陸許可申請数の推移	65
図表70	一時庇護上陸許可申請の処理状況（2019年）	65
図表71	人身取引被害者数（2019年）	67
図表72	人身取引被害者数の推移	67
図表73	DV被害者把握状況（2019年）	69
図表74	地方出入国在留管理局別DV事案の認知被害者数の推移	69
図表75	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要	73
図表76	分野別運用方針について（14分野）	75
図表77	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要	80
図表78	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移	86
図表79	難民認定制度の運用の更なる見直しの概要	118
図表80	第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績	120
図表81	上陸審査の流れ	134
図表82	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	136
図表83	在留資格一覧表（2020年4月1日現在）	139
図表84	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	148
図表85	出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	152
図表86	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	154
図表87	難民認定手続の概要	158
図表88	一時庇護上陸許可手続の流れ	159

図表89	出入国在留管理庁組織表	161
図表90	出入国在留管理庁所管事項	162
図表91	地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	166
図表92	出入国在留管理官署職員定員の推移	169
図表93	予算額の推移	172
図表94	出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2019年末現在）	174

## 凡 例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
入管法等改正法	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）
API (S)	Advance Passenger Information (System)（事前旅客情報（システム））
PNR	Passenger Name Record（乗客予約記録）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
ICPO	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
IOM	International Organization for Migration（国際移住機関）
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership（東アジア地域包括的経済連携）
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）